

説明事項 2

事業者指定・更新に係る有効期間の定めに関する 弾力的な運用について

安城市では令和6年度まで指定有効期限を指定時に既指定サービスに合わせて短縮する運用をしていましたが、令和6年度愛知県介護保険指定事業者講習会（40ページ）にて、愛知県の運用方針が示されました。サービスごとの方針の相違による混乱を避けるため、安城市も同様の運用とします。実際の運用は次のとおりです。

1 指定有効期限について

指定時も更新時も必ず6年で設定します。

2 指定（更新）通知書の記載事項について

令和7年4月1日付け通知より、次のとおり変更します。

変更前	変更後
事業者名	事業者名
代表者名	代表者名
事業所名	事業所名
所在地	所在地
介護保険事業所番号	介護保険事業所番号
指定（更新）年月日	指定有効開始年月日
指定有効期限	指定有効期限
サービスの種類	サービスの種類

3 同事業所他サービスと更新日を合わせたい場合

「1 指定有効期限について」で設定された6年の間であれば、6年未満での指定更新を可能とします。

更新日を合わせたいサービスのうち、一番有効期限が短いサービスの期限日に間に合うように各サービスの更新申請を行ってください。（次ページ例参照）

4 参考

令和6年度愛知県介護保険指定事業者講習会のページ

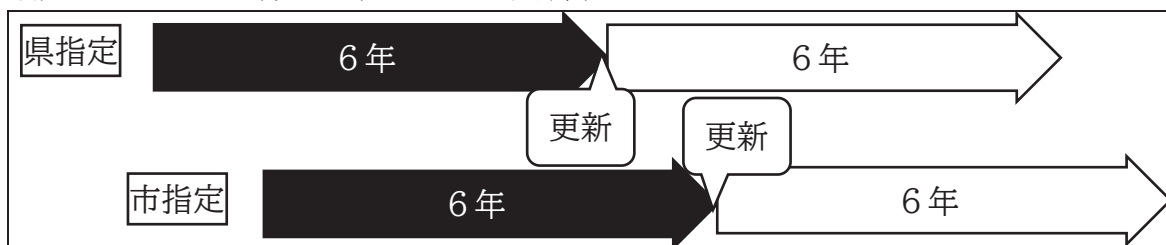
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/-kousyuu06.html>



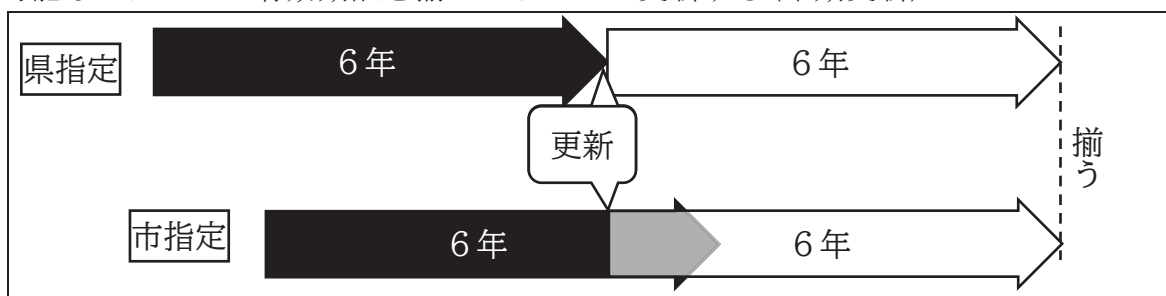
例

通所介護（県指定）：令和7年9月30日有効期限
介護予防通所サービス（市指定）：令和9年3月31日有効期限

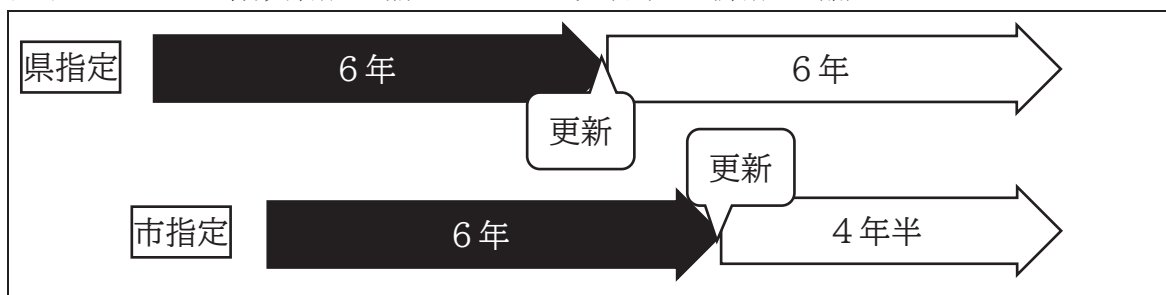
○可能なパターン：合わせずそれぞれ更新する



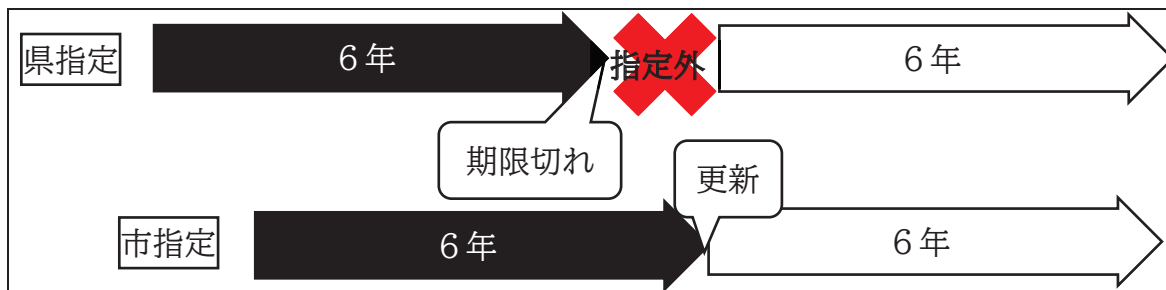
○可能なパターン：有効期限を揃えてまとめて更新する（早期更新）



×不可パターン：有効期限を揃えた通知を発行する（期限短縮）



×不可パターン：有効期限が長い方に合わせる（期限超過）



※ 指定有効期間を6年以上に設定することは、介護保険法上できません。